

新生

Shinsei

No.123

社報タイトル「新生」は社内で掲げる平成27年の標語です。



発行責任者 / 小林 政 氏

発行日 / 2015年11月1日

KOBASHI GORDON ● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルティング

小林合同会計

代表社員 税理士 小林 政 氏 代表社員 税理士 小林 政 仁
税理士 山野 基 尚 税理士 須賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL(048)253-5668 FAX(048)253-7602 http://www.e-cg.co.jp

マイナンバー特集

10月中旬より通知、発送が始まったマイナンバーですが、既に手元に届いている方も多いのではないでしょうか。

これまでに弊社社報においても何度か紹介させて頂きましたこのマイナンバー制度ですが、まだまだ具体的にどうしたらいいのかわからないといった方も多いかと思えます。

弊社では、マイナンバー委員会を発足し委員会を中心に基本方針の決定、従業員に対する研修などを行い制度受入れの対応を図っております。

本号では弊社でのこうした取り組みとマイナンバー制度対応に関する情報を紹介いたします。

もう準備はお済でしょうか？

下記の事項は、マイナンバー制度導入に当たり会社対応の必須事項です。

- 1、マイナンバーの担当者の決定
- 2、マイナンバーの保管先の確保（アクセス制限のあるパソコン又は金庫等）
- 3、従業員への利用目的を定めた取扱規定の作成又は利用同意書の作成

最初にマイナンバーが必要になること

皆様が税務上、最初にマイナンバーを記載する書類は「平成28年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」です。平成28年の最初の給与の支払日の前日までに従業員から提出してもらいます。右図の赤く囲ってある箇所各自のマイナンバーを記載して頂くこととなります。

また、短期アルバイトなどを雇う場合にも源泉徴収票を税務署等に提出する必要がありますので、本人のマイナンバーの確認を忘れないように注意してください。

給与支払者の個人番号又は法人番号 給与受給者の個人番号

扶養親族等の個人番号

120号（6月1日発行）掲載

マイナンバー委員会 発足

マイナンバー制度の導入の決定を受け、会社としての基本方針の決定、従業員に対する研修、顧問先様への情報の発信といったマイナンバー制度への対応を組織的に行うためにマイナンバー委員会を発足し活動しております。

【活動内容】

○「特定個人情報等の適切な取扱いに関する基本方針」

個人番号及び特定個人情報の適切な取扱いの確保について、組織として取り組むために定めた基本方針です。

なお、当基本方針は弊社ホームページに掲載しておりますので、ご覧くださいませよう
よろしくお願ひ致します。

○「税理士法人 小林合同会計 特定個人情報取扱規定」

事務の流れを整理し、個人番号や特定個人情報などの具体的な取り扱いについて取得、利用、保管、提供、委託、廃棄・削除の管理段階ごとに取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務などを定めております。

○「特定個人情報の取扱いに関する覚書」

皆様より開示又は提供して頂く個人番号等の特定個人情報の取り扱いに関して締結する覚書です。今後、弊社に個人番号を提供して頂く際に結ばせて頂くこととなります。

○マイナンバー制度の従業員研修

従業員一人ひとりがマイナンバー制度を理解し、お客様からの質問にも対応できるようにマイナンバー委員会を中心に研修を行いました。

○マイナンバーセミナー

顧問先様のマイナンバー制度の対応にお役立て頂くための情報発信の一つとして
11月19日（木）にマイナンバーセミナーを開催いたします。
詳しくはこの社報と同封のセミナー開講のお知らせをご覧ください。

☆マイナンバー制度に関して不明点・疑問点がございましたら、
各担当者にお問い合わせ下さい。



マイナンバーセミナー開講

10月より郵送公布され、2016年1月に利用が開始されるマイナンバー法。制度の概要などの基礎知識から、企業が実務で必要となる具体的な制度への準備や対応策について解説いたします。

①制度の概要・基礎知識 講師 筒井 崇

「マイナンバー制度とはなに？」
「いったい何に利用されるの？」
など、本講義ではマイナンバー制度に係る基礎的な知識を説明し、制度全体を通して皆様に知っておいて頂きたいポイントを紹介致します。

②具体的な制度への準備や対応策 講師 小林 政仁

マイナンバー制度が始まることとなり、まだ、会社としての具体的な準備、対応について不安がある方も多いかと思えます。
本講義では、基本方針及び規定の作成や、具体的なマイナンバーの取扱い上の注意点など対応策について説明いたします。



マイナンバー〇×クイズ

- Q1** 個人番号カードはレンタルショップやスポーツクラブで身分証明書として使うためには、記載されているマイナンバーの写しを店側に提出する必要がある
- Q2** マイナンバーは原則として一人が生涯同じ番号を使い続けるため、個人番号カードには有効期限がない
- Q3** 企業は源泉徴収票を作成するためなどの定められた一定の事項以外にも、社員や顧客を管理するためにマイナンバーを使うことができる

A1 X

個人番号カードの表面には氏名、住所、性別、顔写真が記載されています。そのため、レンタルショップなどで、身分証明書として利用することができます。ただし、カード裏面に記載されているマイナンバーを提供することはできません。また、店側がマイナンバーを書き写したり、個人番号カードの裏面をコピーしたりすることは法律違反です。違反すると罰則があります。

A2 X

20歳以上の方は10回目の誕生日まで
20歳未満の方は容姿の変化を考慮し5回目の誕生日までを有効期限としています。

A3 X

マイナンバーは定められた目的以外では使えません。
よって目的以外の管理に使うのは禁止です。

天体観測のススメ

冬は晴れの日が多く空気が乾燥しているのです、空が澄んでいます。

そのため星を観察するにはぴったりの季節です。11月18日と12月15日にはしし座とふたご座の流星群が見られます。冬の夜空と一緒にご覧になってはいかがでしょうか？

流星群を楽しくみるために

用意するもの

- ・防寒着・寝袋または毛布
- ・レジャーシートまたは銀マット
- ・使い捨てカイロ ・水筒 温かい飲み物
- ・双眼鏡 ・懐中電灯（赤のセロハンを貼っておく）

※暗いところで目が慣れるまでには大体10～30分かかります。

普通の懐中電灯を使ってしまうとせつかく慣らした目が一瞬で元に戻ってしまいます。

ですがセロハンを貼ると赤い光は目に対する刺激が少ないので、目が慣れるまでの時間が短縮できますし、他の方への迷惑も軽減できます。



関東内観測スポット

埼玉県	栃本広場 堂平天文台 星と緑の創造センター
東京都	奥多摩
千葉県	嶺岡林道 嶺岡苑 九十九里浜
神奈川県	ヤビツ峠
群馬県	赤城山 新坂平駐車場 草津白根山
栃木県	奥日光 那須 黒川橋梁 八方ヶ原

金児さんのお勧めの一冊

ハッブル宇宙望遠鏡がとらえた宇宙の絶景

(株)洋泉社 刊

1990年4月24日スペースシャトル ディスカバリー号によって打ち上げられた、地上約600km上空の軌道上を周回する宇宙望遠鏡の写真集です。

肉眼では見ることが叶わない、美しい絶景の数々。

その不思議な形と様々な色彩に思わず魅入ってしまうこと
確実です。

